

恵庭市危険物の規制に関する規則をここに公布する。

令和7年3月24日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第7号

恵庭市危険物の規制に関する規則

恵庭市危険物の規制に関する規則（昭和58年規則第8号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第3章の規定の施行について、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「政令」という。）及び危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「府令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（仮貯蔵又は仮取扱いの承認等）

第2条 消防長は、法第10条第1項ただし書の規定による指定数量以上の危険物の仮の貯蔵又は取扱いに係る承認の申請があった場合は、その内容を審査し、火災の予防のために支障がないと認めるときは危険物仮貯蔵（仮取扱）承認書（第1号様式）を、火災の予防のために支障があると認めるときは危険物仮貯蔵（仮取扱）不承認通知書（第2号様式）を申請した者に交付するものとする。

2 前項の承認を受けた者は、当該承認に係る危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場所の見やすい箇所に第3号様式を例に作成した掲示板を設けなければならない。

（製造所等の設置又は変更の許可等）

第3条 市長は、政令第6条第1項に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）の設置又は位置、構造若しくは設備の変更に係る許可の申請があった場合は、その内容を審査し、同条第2項の規定により許可をするときは危険物製造所等設置（変更）許可書（第4号様式）を、許可をしないときは危険物製造所等設置（変更）不許可通知書（第5号様式）

を申請した者に交付するものとする。

(許可書の再交付)

第4条 前条の許可書の交付を受けた者は、当該許可書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合は、危険物製造所等設置（変更）許可書再交付申請書（第6号様式）により市長にその再交付を申請することができる。

2 前条の許可書を汚損し、又は破損したことにより前項の規定による申請をしようとする者は、前項の申請書に当該許可書を添えて市長に提出しなければならない。

3 前条の許可書を亡失したことによりその再交付を受けた者は、亡失した許可書を発見した場合は、これを10日以内に市長に提出しなければならない。

(配管の水圧試験)

第5条 政令第9条第1項第21号イ（政令第11条1項第12号、第12条第1項第11号（同条第2項においてその例による場合を含む。）及び第13条第1項第10号（政令第17条第1項第8号イにおいてその例による場合を含む。））においてその例による場合並びに政令第19条第1項において準用する場合を含む。）の規定による配管の水圧試験は、製造所等を設置し、又は製造所等の位置、構造若しくは設備を変更しようとする者が自らこれを行わなければならない。

2 前項の規定による配管の水圧試験を行った者は、政令第8条第1項の規定により完成検査の申請を行うときは、府令第6条第1項の申請書に危険物配管圧力試験報告書（第7号様式）を添えて市長に提出しなければならない。

(完成検査の結果の通知)

第6条 市長は、法第11条第5項の規定による完成検査を行った結果、政令第8条第3項に規定する技術上の基準に適合していないと認めるときは、危険物製造所等完成検査不適合通知書（第8号様式）に府令第4条第1項の申請書の副本を添えて申請した者に交付するものとする。

(製造所等の仮使用の承認等)

第7条 市長は、府令第5条の2に規定する製造所等の仮使用に係る承認の申請又は府令第5条の3に規定する変更の許可及び仮使用の承認の申請があった場合は、その内容を審査し、火災の予防のために支障がないと認めるときは危険物製造所等仮使用承認書（第9号様式）を、火

災の予防のために支障があると認めるときは危険物製造所等仮使用不承認通知書（第10号様式）を申請した者に交付するものとする。

- 2 前項の承認を受けた者は、当該承認を受けた場所の見やすい箇所に第11号様式の例により作成した掲示板を設けなければならない。

（完成検査前検査の結果の通知）

第8条 市長は、法第11条の2第1項の規定による完成検査前検査を行った結果、政令第8条の2第7項に規定する技術上の基準に適合していないと認めるときは、危険物製造所等完成検査前検査不適合通知書（第12号様式）に府令第6条の4第1項の申請書の副本を添えて申請した者に交付するものとする。

（タンク検査済証の再交付）

第9条 政令第8条の2第7項の規定によるタンク検査済証（正）の交付を受けた者は、タンク検査済証（正）を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合は、市長にその再交付の申請をすることができる。

- 2 前項の規定による再交付の申請は、タンク検査済証（正）再交付申請書（第13号様式）により行わなければならない。
- 3 タンク検査済証（正）を汚損し、又は破損したことにより第1項の申請をしようとする者は、前項の申請書に当該タンク検査済証（正）を添付しなければならない。
- 4 タンク検査済証（正）を亡失してその再交付を受けた者は、亡失したタンク検査済証（正）を発見したときは、これを10日以内に市長に提出しなければならない。

（製造所等の設置許可の申請等の取下げ等に係る届出）

第10条 政令第6条第1項の規定による製造所等の設置の許可の申請、政令第7条第1項の規定による製造所等の位置、構造若しくは設備の変更の許可の申請、府令第5条の2の規定による仮使用の承認の申請、府令第5条の3の規定による変更の許可及び仮使用の承認の申請若しくは政令第8条の2第6項の規定による完成検査前検査の申請をした者がそれぞれ当該申請を取り下げるとき、又は法第11条第1項の許可若しくは法第11条第5項ただし書の承認を受けた者が当該許可若しくは承認を受けた事項を取りやめるときは、危険物製造所等設置（変更）許可申請等取下届出書（第14号様式）を市長に提出しなければならない。

2 許可を受けた事項を取りやめることにより前項の届出書を提出するものは第3条の許可書（許可を受けた者が政令第8条の2第7項のタンク検査済証の交付を受けている場合は、第3条の許可書及び当該タンク検査済証）を、承認を受けた事項を取りやめることにより前項の届出書を提出する者は第7条第1項の承認書をそれぞれ当該届出書に添付しなければならない。

（所有者等の住所等に係る変更の届出）

第11条 政令第8条第3項の完成検査済証の交付を受けた製造所等の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、その氏名又は住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）を変更したときは、危険物製造所等の所有者等住所（氏名、名称）変更届出書（第15号様式）を市長に提出しなければならない。

（軽微な変更工事の届出）

第12条 製造所等の所有者等は、当該製造所等において軽微な変更工事（法第11条第1項後段の規定による許可を要しない程度の変更工事をいう。）をしようとするときは、軽微な変更届出書（第16号様式）を市長に提出しなければならない。

（製造所等の休止又は再開の届出）

第13条 製造所等の所有者等は、当該製造所等の使用を3月以上休止しようとするとき、又は3月以上休止している製造所等の使用を再開しようとするときは、当該休止又は再開する日の7日前までに危険物製造所等使用休止（再開）届出書（第17号様式）を市長に提出しなければならない。

（製造所等の用途廃止の届出書の添付書類）

第14条 製造所等の所有者等は、法第12条の6の規定により製造所等の用途廃止の届出をするときは、廃止の日から7日以内に府令第8条の届出書に政令第8条第3項の完成検査済証を添えて市長に提出しなければならない。

（基準の特例の認定等）

第15条 政令第23条の規定により製造所等の位置、構造及び設備の基準の特例（製造所等に政令第3章に規定する製造所等の位置、構造及び設備の基準を適用しないことをいう。次条において同じ。）の認定を受けようとする製造所等の所有者等（次条の規定により基準の特例の認定を受けようとする者を除く。）は、基準の特例認定申請書（第18号様式）を市長に提出しな

ければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、基準の特例の認定をするときは基準の特例認定通知書（第19号様式）を、基準の特例を認めないときは基準の特例認定申請却下通知書（第20号様式）を申請した者に交付するものとする。

（休止中の地下貯蔵タンクに対する基準の特例の認定等）

第16条 府令第23条の2第1項第1号若しくは第2号又は第23条の3第1号に規定する技術上の基準が適用される日の前日までに、危険物の貯蔵又は取扱いを休止し、かつ、次の各号のいずれにも該当する措置が講じられていると市長が認める地下貯蔵タンクを有する製造所等の所有者等は、当該地下貯蔵タンクについて、当該地下貯蔵タンクにおける危険物の貯蔵又は取扱いを再開する日の前日までの間、基準の特例（府令第23条の2第1項第1号若しくは第2号又は第23条の3第1号に関する基準に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の認定を受けることができる。

(1) 危険物を除去する措置が講じられていること。

(2) 誤って危険物が流入するおそれがないようにするための措置が講じられていること。

- 2 前項の基準の特例の認定を受けようとする地下貯蔵タンクを有する製造所等の所有者等は、当該地下貯蔵タンクに対し府令第23条の2第1項第1号若しくは第2号又は第23条の3第1号に規定する技術上の基準が適用される日の14日前までに、地下貯蔵タンクの休止に伴う基準の特例認定申請書（基準適合期限延長）（第21号様式）を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、基準の特例を認めるときは地下貯蔵タンクの休止に伴う基準の特例認定通知書（第22号様式）を、基準の特例を認めないときは地下貯蔵タンクの休止に伴う基準の特例認定却下通知書（第23号様式）を申請した者に交付するものとする。

- 4 前項の規定により基準の特例の認定を受けている地下貯蔵タンクを有する製造所等の所有者等は、当該地下貯蔵タンクにおいて危険物の貯蔵又は取扱いを再開しようとするときは、当該再開する日の7日前までに、休止中の地下貯蔵タンクの再開届出書（基準適合期限延長）（第24号様式）を市長に提出しなければならない。

- 5 第3項の規定により基準の特例の認定を受けている地下貯蔵タンクを有する製造所等の所有

者等は、前項の規定による届出をするまでの間に当該地下貯蔵タンクに係る第2項の申請書の記載事項に変更が生じる場合は、当該変更が生じる日（記載事項のうち危険物の貯蔵又は取扱いの再開予定期日を変更する場合は、当該期日）の7日前までに、休止中の地下貯蔵タンクの基準の特例認定に係る変更届出書（基準適合期限延長）（第25号様式）を市長に提出しなければならない。その届出事項に変更が生じるときも、同様とする。

6 市長は、第3項の規定より基準の特例を認めた地下貯蔵タンクについて、危険物の貯蔵又は取扱いが再開される前に、当該地下貯蔵タンクが第1項各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該地下貯蔵タンクに対する基準の特例を取り消すことができる。

7 市長は、前項の規定により基準の特例を取り消す場合は、地下貯蔵タンクの休止に伴う基準の特例認定取消通知書（第26号様式）を地下貯蔵タンクを有する製造所等の所有者等に交付するものとする。

（危険物保安監督者の選任の届出書の添付書類）

第17条 市長は、府令第48条の3に規定する危険物保安監督者の選任の届出書を受理するに当たり必要があると認めたときは、当該届出書を提出した者に対し、当該危険物保安監督者として選任された者に係る危険物取扱者免状の提示を求めることができる。

（予防規程の認可又は変更）

第18条 市長は、府令第62条第1項に規定する予防規程の認可の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該予防規程が、火災の予防のために適当であると認めたときは予防規程制定（変更）認可書（第27号様式）を、火災の予防のために適当でないと認めるときは予防規程制定（変更）不認可通知書（第28号様式）を申請した者に交付するものとする。

2 認可を受けた予防規程の組織等に係る軽微な変更を行おうとする者は、予防規程軽微な変更届出書（第29号様式）に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（屋外タンク貯蔵所の内部点検期間の延長に係る届出）

第19条 府令第62条の5第1項ただし書の規定による屋外タンク貯蔵所の内部点検期間の延長に係る届出は、屋外タンク貯蔵所の内部点検期間延長届出書（第30号様式）を同項に規定する期間の末日の7日前までに市長に提出しなければならない。

（製造所等の休止に伴う点検期間の延長に係る申請等）

第20条 府令第62条の5第3項、第62条の5の2第3項又は第62条の5の3第3項の規定による製造所等の休止に伴う点検期間の延長に係る申請は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める日の14日前までに市長に対してしなければならない。

(1) 府令第62条の5第3項の規定による申請 同条第1項に規定する1回以上点検を行わなければならない期間の末日

(2) 府令第62条の5の2第3項の規定による申請 同条第2項に規定する1回以上点検を行わなければならない期間の末日

(3) 府令第62条の5の3第3項の規定による申請 同条第2項に規定する1回以上点検を行わなければならない期間の末日

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、保安上支障がないと認めるときは点検期間延長承認書（第31号様式）を、保安上支障があると認めるときは点検期間延長不承認通知書（第32号様式）を申請した者に交付するものとする。

3 府令第62条の5第3項、第62条の5の2第3項及び第62条の5の3第3項の市長が保安上支障がないと認める場合は、第1項の申請に係る屋外タンク貯蔵所、地下貯蔵タンク若しくは二重殻タンク又は地下埋設配管（以下この条において「屋外タンク貯蔵所等」という。）が、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

(1) 危険物（屋外タンク貯蔵所にあつては、府令第62条の2第2項各号に掲げる貯蔵及び取扱いに係る危険物を除く。）を除去する措置が講じられていること。

(2) 誤って危険物が流入するおそれがないようにするための措置が講じられていること。

(3) 屋外タンク貯蔵所にあつては、当該屋外タンク貯蔵所の見やすい箇所に幅0.3メートル以上、長さ0.6メートル以上の地が白色の板に赤色の文字で「休止中」と表示した標識が掲示されていること。

4 府令第62条の5第3項、第62条の5の2第3項及び第62条の5の3第3項の市長が定める期間は、第1項各号に定める日の翌日から危険物の貯蔵又は取扱いを再開する日の前日までの期間とする。

5 第2項の規定により点検期間の延長の承認を受けている屋外タンク貯蔵所等を有する製造所等の所有者等は、当該屋外タンク貯蔵所等において危険物の貯蔵又は取扱いを再開しようとする

るときは、当該再開する日の7日前までに、休止中の（屋外タンク貯蔵所・地下貯蔵タンク等・地下埋設配管）の再開届出書（点検期間延長）（第33号様式）を市長に提出しなければならない。

6 第2項の規定により点検期間の延長の承認を受けている屋外タンク貯蔵所等を有する製造所等の所有者等は、前項の規定による届出をするまでの間に当該屋外タンク貯蔵所等に係る府令第62条の5第4項、第62条の5の2第4項又は第62条の5の3第4項の申請書の記載事項に変更が生じる場合は、当該変更が生じる日（記載事項のうち期間延長後の内部点検予定期日又は漏れの点検予定期日を変更する場合は、当該期日）の7日前までに、休止中の（屋外タンク貯蔵所・地下貯蔵タンク等・地下埋設配管）の変更届出書（点検期間延長）（第34号様式）を市長に提出しなければならない。その届出事項に変更が生じるときも、同様とする。

7 市長は、第2項の規定により点検期間の延長の承認をした屋外タンク貯蔵所等について、危険物の貯蔵又は取扱いが再開される前に、当該屋外タンク貯蔵所等が第3項各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該屋外タンク貯蔵所等に対する承認を取り消すことができる。

8 市長は、前項の規定により点検期間の延長の承認を取り消す場合は、点検期間延長承認取消通知書（第35号様式）を屋外タンク貯蔵所等を有する製造所等の所有者等に交付するものとする。

（災害等の発生の届出）

第21条 製造所等の所有者等は、当該製造所等において火災、爆発その他の災害又は法第16条の3第1項に規定する危険物の流出その他の事故が発生したときは、当該災害の発生の日から3日以内に危険物製造所等災害発生届出書（第36号様式）を市長に提出しなければならない。

（危険物の流出等の事故の通報場所）

第22条 法第16条の3第2項の危険物の流出その他の事故を発見した者が通報すべき場所として市長の指定する場所は、消防本部とする。

（危険物等の収去）

第23条 消防職員は、法第16条の5第1項の規定により危険物又は危険物であることの疑いのある物を収去するときは、危険物等収去書（第37号様式）を当該危険物又は危険物である

ことの疑いのある物の所有者等に交付しなければならない。

(製造所等における危険作業の届出)

第24条 製造所等の所有者等は、当該製造所等において危険作業（修理、分解、清掃等の作業のうち災害又は事故が発生するおそれがある作業をいう。）を行おうとするときは、当該作業を開始する日の3日前までに危険作業届出書（第38号様式）を市長に提出しなければならない。

(申請書等の提出部数等)

第25条 この規則の定めるところにより市長に提出する届出書、申請書等の部数は、それぞれ2部（第5条第2項の報告書及び第21条の届出書については1部）とする。

2 市長は、前項の届出書（第5条第2項の報告書及び第21条の届出書を除く。）、申請書等を受理した場合は、必要な審査を行い、支障がないと認めるときは、その1通に届出済印（第39号様式）又は受付印を押印し、届出した者、申請した者等に返付するものとする。

(委任)

第26条 この規則の施行に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の恵庭市危険物の規制に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定によりされた申請、処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりされた申請、処分、手続その他の行為とみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前の規則により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

